**栄養ケア・ステーション設置要綱**

前　　文

少子高齢社会の中で、工業化と情報化が進展し食環境の乱れによる生活習慣病対策は国民的な課題である。

肥満や糖尿病などの生活習慣病及び介護者の増加等に伴い、国民の医療費や介護費の負担が増し、健康増進及び疾病の一次予防から二次予防の徹底が言われている。さらには高齢者の低栄養状態の改善が必要とされ、プライマリ・ヘルス・ケアの理念のもと、介護予防対策も益々その重要さを増している。

特に近年、平成15年に施行された介護保険法のもと、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築への動きが活発になってきている。これに伴い、介護予防の3つの柱「運動」「口腔ケア」「栄養」の横断的展開が必要とされ、介護保険施設、医療・介護連携、在宅療養、介護予防における管理栄養士・栄養士の役割や期待が明確に示されるようになった。

このような状況の中で、管理栄養士・栄養士は専門性を十分活かし、これらの課題を解決すべく最大限の努力をしなければならない。

１　目　　的

公益社団法人愛知県栄養士会（以下「本会」という）は、栄養の専門家である立場から、適切な栄養・食生活相談・指導をはじめ、健康栄養関連の事業企画・情報提供等を展開し、疾病の一次予防から三次予防までの観点から、身近な場所で個々人に対応した適切な専門的指導を行う体制を整えるとともに、地域住民の栄養改善、重症化防止、介護予防による健康寿命の延伸を図ることを目的に、「栄養ケア・ステーション」を設置する。

２　設置場所

名古屋市中区伊勢山一丁目1番4号　公益社団法人愛知県栄養士会

３　事業内容

（１）県民・地域住民等の栄養・保健改善事業。

（２）健康の保持増進または疾病又はその重症化の予防に資する栄養改善事業。

（３）傷病者の療養、高齢者・障害者等の介護又は虚弱化・要介護化の予防に資する介護予防事業。

（４）栄養の知識の普及・啓発及び実践に資する事業。

４　運営体制

（１）業務の執行・運営に当たっては別に定める運営要領によるものとする。

（２）事業の推進にあたっては各対応事業内容別に運営委員会を設け、事業内容や運営方法等について検討し、事業の円滑な運営を図る。

（３）次の運営委員会を設置する。

ア　食育推進委員会

イ　在宅医療・介護委員会

ウ　スポーツ栄養委員会

５　人材の確保と育成

（１）活動を希望する会員が本会に「栄養ケア・ステーション活動登録申請書」を提出した時点で「栄養ケア・ステーション活動登録会員」(以下「登録会員」という)となり、活動を行う。

（２）登録会員は、選択した運営委員会が開催する研修会等に参加しなければならない。

（３）運営委員会は、適宜、研修会等を開催するとともに、登録会員に最新情報を提供し、資質向上に努めなければならない。

６　拠点の整備

事業は地域における活動が中心となる。したがって、地域の実情にあわせた拠点整備が重要と考えられるので、その体制づくりに鋭意努力する。

７　運営経費

運営経費は、全て本会計で受け入れ対応する。

その報酬の目安は別添「栄養指導等標準報酬表」に基づくものとする。

８　他団体・機関との連携

　　管理栄養士・栄養士の顔が見える環境づくりをすすめ、地域密着型の栄養ケアを進めるため、地域の管理栄養士・栄養士にとどまらず、認定栄養ケア・ステーション、医療従事者関連団体、介護福祉関連団体等の連携協力を仰ぐ。

９　その他

本要綱の改正は理事会の議を経なければならない。

附　則　この要綱は平成18年4月1日から施行する。

平成１９年４月１日　　　　一部改正

平成２０年４月１日　　　　一部改正

平成２１年４月１日　　　　一部改正

平成２２年４月１日　　　　全面改正

平成２４年４月１日　　　　一部改正（公益法人の設立の登記の日）

平成２９年４月１日　　　　一部改正

令和　元年６月１日　　　　一部改正

令和　３年２月６日　　　　一部改正